

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

平成30年10月3日
-212号-

消費生活トラブル情報

注目!

県庁職員等をかたる不審電話に注意!

相談事例



山口県庁〇〇課の△△です。あなたの個人情報が複数の会社に漏れています。漏れている情報を削除できますが、削除されますか。と電話があった。どうすればよいか。

アドバイス



○不審な電話がかかってきた際は、相手にせずに電話を切ってください。行政機関が個人宛てに、個人情報が漏れているので削除してあげるといった内容の電話をすることはありません。かかってきた電話で削除を希望すると、その後、「1社だけ削除できなかった。個人情報(名義・登録情報等)を他人に譲るように。」と勧められます。指示どおりに名義を譲ると答えると、今度は名義を譲ったことによる金銭トラブルが発生したと脅かされ、お金をだまし取られます。

○一度電話に出ると切りにくなります。留守番電話機能を利用し、かかってきた電話には出ず、必要に応じてかけ直すようにする方法が有効です。

○少しでも疑問や不安を感じたとき、被害に遭ってしまったときは、すぐに警察やお住まいの地域の相談窓口又は県消費生活センターに相談してください。

参照先：山口県警察「防犯情報」

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

注意情報

石油ストーブ、電気ストーブによる事故にご注意！

事例紹介

使用中の石油ストーブから出火して、住宅1棟を全焼し、隣接する建物8棟が焼けて、1人が死亡、1人が重傷を負った。

【原因】

カートリッジタンクへの給油後、給油口キャップを斜め締めにしていたため石油ストーブへ戻す際に灯油がこぼれ、更に拭き取りが不十分だったため、点火時に灯油に引火し、燃え広がったものと考えられる。

注意点

- 給油の際は必ず消火する。就寝中は必ず消火又は電源を切る。
- 給油作業後はカートリッジタンクを石油ストーブに戻す前に、給油口キャップが確実に閉まっていることを繰り返し確認する。
- ガソリンや軽油などを保管する際は、灯油と間違えないよう別に保管する。
- 給油時消火装置等の安全装置の付いた製品に買い替えることを検討する。

参照先：独立行政法人製品評価技術基盤機構(PSマガジン)

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などの学習会に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 通信販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故のブースを設置。

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましよう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。